

2026 年度世界法学会研究大会 報告要旨

年次テーマ：国際規範を実現する多様な方式 ——グローバル法としての世界法の可能性——

第1セッション 報告1

人権条約の実現における「議会間規範」の役割

大阪大学准教授 高田 陽奈子

人権条約の実現に関する先行研究の多くは、国内裁判所の役割に着目してきた。しかし、国内裁判所には、権力分立や、民主主義、専門性等の観点からの制約があるため、国内裁判所のみでは、人権条約を適切に実現することは難しい。これに対して、国内議会は、広範な立法権限を有し、行政による人権条約の実施の監視にも適しており、さらに、人権条約の実現過程に民主的正統性を導入することができる。そこで本報告は、人権条約の実現における議会の固有の役割に焦点を当て、議会にそのような役割を果たさせるためのメカニズムを、「議会間規範」という独自の概念を用いて理論化することを目指す。

国際法規範は、単一の法的実体としての「国家」を名宛人とし、「国家」によって形成され、「国家」間のアカウントビリティメカニズムによってその遵守が確保される規範である。これに対して「議会間規範」とは、議会を名宛人とし、議会によって形成され、議会間のアカウントビリティメカニズムによってその遵守が確保される規範をいう。人権に関する議会間規範は、各国議会や議員を構成員とする、列国議会同盟（IPU）や欧州評議会の議員総会（PACE）において発展してきた。例えば、2011年のPACE決議1823では、議会や議員が、行政による人権条約の実施を監視する等の責務の名宛人とされている。2006年のPACE決議1516では、政府による欧州人権裁判所判決の実施の監視を怠った議会の代表団が、PACEでの議席停止処分の対象となり得ることが示されている。

従来の国際法学においては、議会間規範は、「国家」に対する法的拘束力の有無という基準のみによって、その他の多種多様な規範とともに無造作に「ソフトロー」に分類され、固有の規範的意義を認められてこなかった。しかし本報告は、「グローバル法多元主義」のもとで、人権条約と議会間規範とを、対等な関係で協働的相互作用を行うものとして把握すべきことを主張する。そうした相互作用の態様としては、例えば、一方で、議会間規範が人権条約を参照し、他方で、人権条約が議会間規範を参照する、あるいは、一方で、IPUやPACEが人権条約に依拠した判断を行い、他方で、人権条約機関が議会間規範に依拠した判断を行う、というものが考えられる。国内議会は、こうした協働的相互作用を通じて、「トリプル・アイデンティティ」——国家機関、議会間のトランスナショナルなコミュニティの一員、そして人権条約コミュニティの一員という、3つのアイデンティティ——を有するようになる。その結果、議会には、国家の利益および国内憲法上の要請と、人権条約上の要請とを調和させるための行動をとるようになることが期待されるのである。

第1セッション 報告2

グローバル・ヘルスと公私パートナーシップ (PPP) ——「医薬品への公平なアクセス」という規範の展開に注目して——

武蔵野大学教授 佐俣 紀仁

グローバル・ヘルス・ガバナンスでは、国際法の形式的法源の範疇にとどまらない「グローバル・ヘルス規範」の重要性が指摘されている。さらに、こうした規範との関係で、いわゆる公私パートナーシップ (PPP) が不可欠な役割を果たすようになっている。本報告は、ワクチン等の医薬品への公平なアクセス (equitable access) に関わる規範に注目し、その実現と形成に PPP が及ぼす影響を検討する。この際、COVAX (COVID-19 Vaccines Global Access) を中心とする、COVID-19 の世界的流行に際して創設された PPP を取り上げる。

1990 年代以降のグローバル・ヘルス・ガバナンスでは、グローバル化する公衆衛生上のニーズに対応するために、ソフト・ローが重視されてきた。この背景にある問題意識は、条約等のハード・ローが時に硬直的であり、また、製薬企業や NGOs 等の国家「以外」のアクターも巻き込んだ、グローバルな規律を実現する上で必ずしも効果的ではない、というものである。同時に、これらの規範を実現する上で、資金や技術的専門性を迅速に確保して課題に効率的に対処するという観点から、私的アクターを組み込んだ PPP が発展してきた。

医薬品への公平なアクセスの保障にも、まさにこのような展開が当てはまる。国際通商法と知的財産権に関するハード・ローの発展に並行して、種々の非拘束的な国際文書が採択され、PPP を通じて革新的な取り組みが重ねられてきた。

2020 年以降の COVID-19 の流行でも医薬品アクセスが課題となり、ワクチン格差に対応するために COVAX が創設された。COVAX の特徴は、資金調達と購買モデルを構築して、市場メカニズムに基づく関係企業等の自発的協力を誘引しようとする点にあった。COVAX は、ワクチン格差に対応するための初めてのグローバルな枠組である点は評価されるが、他方で、公平なアクセスの実現という本来の目標との関係では多くの課題が指摘されている。本報告では、COVAX 等の PPP の功罪が、医薬品への公平なアクセスに関する規範の発展に与えた影響を取り上げる。特に、市場メカニズムや効率性を重視した PPP の限界が認識されたことが要因の一つとなり、今日の WHO パンデミック協定では、医薬品への公平なアクセスの実現が、改めて法的な義務として志向されるに至ったことを指摘する。また、PPP というアクターを通じた規範の実現と形成に関する課題についても、可能な限り検討を加えたい。

第2セッション 報告1

海におけるグローバルな価値と秩序の実現と国際連携 ——監視・法執行協力協定の検討——

海上保安大学校主任研究員 岩谷 暢子

海は、国家の領土を囲む水域であるとともに、海洋資源の供給やその輸送経路、環境として、多面的な意義を有する。国連海洋法条約は、海を「法の支配」が及ぶ場として構築し、国際社会では、これを実質的に補完するための努力が続けられている。本報告では、こういった努力への脅威のうち、法の支配が及びにくい部分における違法行為と、それらに対応するための国際連携の形の一つとしての法執行に関する協力協定の可能性について検討する。

海上には、明示的な境界がなく、また沿岸国による法執行能力の濃淡があるため、海上における違法行為者は、国境を超えて行き来することや、沿岸国の管理能力が脆弱な海域において活動することで、法の支配を免れている。特に脅威として挙げられるのは、麻薬の不法取引、違法漁業、および人の不法移送である。国連海洋法条約は、領海における沿岸国の主権と船舶の無害通航権、公海の自由、公海上の船舶についての旗国の排他的管轄権を基本として、一定の違法行為についての管轄権についても規定する。国連組織犯罪条約とその議定書や、麻薬及び向精神薬の不正取引防止に関する国連条約、寄港国措置協定や地域的な漁業管理機関もとの協定などは、各国間の協力を規定する。これらの条約や協定の締約国間の「協力」は、基本的にはそれぞれの主権が及ぶ範囲において、同一のまたは補完的な事務を並行して行うこととなると考えられる。しかし、海上から沿岸国へ脅威を及ぼしうる犯罪や事象に効果的に対応しようとする場合、それを超えた形、すなわち協力相手国の領海およびEEZ 内での監視やそれに続く措置などを実施する形での協力が必要となることもある。こういった協力を規定・実施している例として、二国間の協定（米国-カリブ諸国間の海上麻薬対策に関する合意、米国-太平洋諸国間の海上漁業取締りに関する合意）および多国間の協定（欧州連合の欧州議会および理事会規則 656/2014、および南太平洋におけるニウエ条約多国間協定）を取り上げ、協力規定の構成、国際諸条約や原則との整合性を検討する。その上で、海におけるグローバルな価値と秩序の実現に向けた国際連携の一つのあり方としての監視・法執行協力協定とその条件について考察したい。

国内宇宙規則の国際規範への「浸潤」

慶應義塾大学准教授 竹内 悠

近年の宇宙活動はかつてない規模と速度で商業化が進展している。それに伴い、宇宙条約制定から半世紀以上にわたって蓄積されてきた実行のなかで、水面下で少しずつ生じていた法体系の「ひずみ」が一気に顕在化しつつある。本報告ではこの急激な環境変化、とりわけ直近の各国の国内宇宙法制における技術的規制の厳格化という事象を捉え、それらが国際法秩序に及ぼす影響について考察を試みる。

宇宙条約 6 条は、非政府団体の宇宙活動に対して条約当事国の許可及び継続的監督を求め、宇宙損害責任条約 3 条は、軌道上における損害に対する過失責任を規定する。通常分野においては、許可・監督の水準や過失認定の基準は、国家実行や紛争解決事例、国際会議での決議の集積などを通じて徐々に具体的になっていくことが期待される。しかし宇宙分野では、国家間の紛争解決事例がほぼ皆無であるばかりか、国連等の決議やガイドラインも抽象的な文言に終始し、その期待に応えられていない。一方で、2000 年代後半以降、活発化する商業宇宙活動に対応して急速に整備が進んだ主要宇宙活動国の許認可制度において、宇宙機の運用に対する具体的な基準の内容が事実上調和する現象が確認されるようになり、近年では各国が規制を厳格化させる傾向すら見られる。すでに主要国における商業宇宙活動がこれらの規則に従って行われていることから、これらがデファクトスタンダードとして機能し始めているといえる。これらは国際的なフォーラムで合意されて行われている調和ではなく、むしろ国連や技術的なガイドラインを策定している国際機関等はこれら各国の国内規則の後を追う形で最大公約数的な規制値を策定してきているように見える。

本報告は、このように国内宇宙規則の横のつながりで形成されたデファクトスタンダードが、ある日国際法と国内法の境界面を突き破り、抽象的な国際法規範の解釈基準として「浸潤」してくる可能性への問題提起を目的とする。具体的には、デファクトスタンダードに達していない国内法制に基づく監督が宇宙条約 6 条違反としての国際違法行為とみなされる可能性や、同水準に達していない運用によって生じた軌道上損害に対して過失が認定される可能性である。国家の合意を基礎とする伝統的な国際法の観点からは、こうした現象をどのように捉え、評価できるのかについて論じたい。

第3セッション 報告1

世界法秩序の形成——知的財産権保護を事例として——

元日本原子力研究開発機構任期付研究員 福井 康人

この報告では、世界貿易機関（WTO）マラケシュ協定附属C（TRIPS協定）並びに、伝統的及び更には新しい知的財産権を保護する多数国間協定は合意されており、既に締約国で実施されているものの、現実には「世界法」として十分に機能出来ているか（もし不十分であれば「世界法」としての実効的に機能させるためには何が必要か）を考察することを目的とするものである。「世界法」は国際法と異なる概念として、実定国際法に加えて基準を含むソフト・ローと言った実際に各国家を拘束しうるものも含め、法体系として日本でも田中耕太郎教授を初めとする先人により研究が行われてきたが、報告者もその「世界法」の理解の下で知的財産権保護を事例として考察する。

報告者はまず、伝統的な知的財産権として保護する統一的な法体系として確立されたものとして合意されたTRIPS協定はWTO法体系の一部分であり、侵害案件についてはWTOマラケシュ協定の紛争解決制度（DSB）に訴の提起が行われるので、こうした事例を見て、TRIPS協定を「1次規則」とした場合に「2次規則」としてのDSUが機能している事例を見る。

また、TRIPS協定は、これまでに作成された知的財産関連条約を纏める形で作成されており、特に前文最終段落及び関連する条項により国際知的財産機関（WIPO）の創設が謳われている他、別途の設立条約もある専門機関であり、WIPOが条約事務局を兼ねている約20の関連する知的財産権関連協定がある。このため、WIPOのホームページ等に公開されている内容から、どのような基準等が公開されているか具体例を紹介する。この内容から、知的財産の個々の事例は、特許制度を例にとっても技術的かつ複雑なので、若干知的財産権は特殊な分野として扱われていることが分かる。このことはWIPOの主要意思決定機関の総会等の出席者リストをみても各国の特許庁又はPatent Office関係者の出席者数が多いことが、DSB参加者とは異なっていることから明らかである。

このようにTRIPS協定の実施機関としてのWTO関連部門（TRIPS理事会等）と知的財産権の実務分野で貢献をするWIPOとは異なった機関となっている。そうした2機関の違いを踏まえて、このような「世界法」の観点から見た今後の知的財産権の保護の在り方についての政策提案を試みる。

第3セッション 報告2

海上輸送ガバナンスにおける経済制裁メカニズムの埋め込み

上智大学教授 石井 由梨佳

経済制裁は、国連安全保障理事会や各国政府の決定により科されるが、今日、その実現は金融機関や保険会社などの多数の民間主体によって担われている。本報告では、経済制裁の履行を評価する上で、国際法学が依拠する国家中心主義的アプローチには限界があること、その限界を克服する上で、金融アーキテクチャを基礎とするグローバル法が一定の説明能力を持つことを論じる。グローバル法とは、国家の合意から独立して形成される規範や基準である。それは指針、契約等の標準、最善慣行といったソフトローを通じて形成され、市場アクセスや規制上の許認可の条件として機能することにより、国際公法や各国法を実現する役割を果たす。

このことを裏付ける具体的事例として、本報告では海上輸送における経済制裁の実施を取り上げる。制裁は貿易の遮断、すなわち制裁対象に対して必要な物資を送らないこと、制裁対象から物資を購入しないことを柱の一つとする。貿易の大半が海上輸送によって担われている一方で、制裁回避が顕在化しやすいのもこの領域であることから、制裁国は船舶の流れを管理する必要がある。そこで主要な手法としてとられているのが海上保険の付保禁止である。保険者は、継続的な審査やモニタリングを通じて被保険者の行動を規律することができ、制裁実施におけるゲートキーパーとしての役割を果たしている。また、その実施を支えているのが、保険契約に定型的に組み込まれた条項である。そこでは、取引が制裁対象となる場合や、船舶運行者が船舶自動識別装置を理由なく切断した場合には、保険者が補償義務の履行を停止できることなどが定められている。英国の保険市場においてそれらの条項を含む標準約款の形成がなされており、契約を通じて、実質的に英国、国連、欧州連合、米国の制裁を執行するメカニズムが構築されている。そしてそれは各種の海事条約における海洋ガバナンスの仕組みに埋め込まれている。

他方で、グローバル法に依拠するアプローチには限界もある。私的規範の民主主義的正統性の欠如、英国や米国における規範形成権力の偏在などが一例である。また、上記のメカニズムからの逸脱行動について、各国は十分に対応できておらず、航行の安全や環境保全が損なわれる事態も懸念されている。例えば船舶管理にあたり、特に対ロシア制裁を背景にした「影の船団」が横行するようになった2020年代以降は、旗国の責任強化という従来のアプローチでは限界があることが明らかになっている。報告では、各国や国際組織がどのようにそれらの課題を克服しようとしているか、その意義と限界も検討する。最後に、事例の検討を踏まえて本問題におけるグローバル法の意義を示す。特にグローバル法の特質である規範収斂の促進と、国家ごとの制度の差異を一定程度受容するという規範間の差異化が、経済制裁の実施においてどのように表出しているかを検討する。

第4セッション ゲスト講演

“America First” and the Future of International Law

Professor, New York University, José E. Alvarez

当日の報告で用いるスライド資料を、後日、研究大会特設ページに掲載します。